

# 豊中市立人権平和センター相談及び人権・平和啓発事業等業務委託事業者 公募プロポーザルにかかる質問に対する回答

事業の別

- ア) 相談及び人権・平和啓発事業
- イ) こどもの学び・居場所事業
- ウ) こども多世代ふれあい事業

No.	事業の別	質問事項	回答
1	ア)イ)ウ) 共通	受託期間は3年だが、提出書類に記載する内容は2020年分だけではないのか。	令和2年度(2020年度)のみで結構です。
2	ア)イ)ウ) 共通	人件費については記載がないが、常勤・非常勤それぞれの場合の月額・日額・時間給についての考え方(基準)はないのか。ない場合は、事業者の(裁量)任意と解していいのか。できれば、積算根拠を示してほしい。	予算(限度額)の積算根拠については、予定価格の内訳を示すことになるためお示しできません。人員配置などは、仕様書に基づき、事業者から提案いただくものです。
3	ア)イ)ウ) 共通	募集要項「1.実施目的」にある「多様化・複合化する人権課題」の具体的な例を示してほしい。	提案内容にかかわることですので、事業者で情報収集して下さい。
4	ア)イ)ウ) 共通	3事業の予算額が出ているが、これはあくまで事業に関わる人件費と経費と考えていいのか。運営に関わる経費については考えているのか。	仕様書に示す事業を委託するにあたっての直接人件費と直接経費、諸経費です(消費税含む)。
5	ア)イ)ウ) 共通	全体的に委託費が人員配置の数と合わないように思うが、人員配置と委託費の関係を教えて欲しい。	NO. 2回答に同じです。
6	ア)イ)ウ) 共通	質問への返答が21日に市ホームページに記載されるが、その返答で理解できない場合はどうなるのか?再回答はあるのか。	再質問は受け付けません。
7	ア)イ)ウ) 共通	様式3号「事業所の概要」の「役員の状況」の役員とはどの範囲(3役、理事、評議員)か。また、職歴はいつから書くのか。	理事、評議員等全ての役員が該当します。職歴の記載範囲は、事業者において判断をお願いします。
8	ア)イ)ウ) 共通	様式第5号の担当者とは、どういう立場の者をいうのか。雇用形態を問わず、パートやアルバイトも含んでいるのか。また、未定の場合は、Aさん、Bさんとしていいのか。	本事業に従事する予定の方の状況を記載ください。雇用形態は問いません。今後雇用するのであればお尋ねのとおり表記で差し支えありません。
9	ア)イ)ウ) 共通	市が加入されている保険はどこまで使えるのか。市が加入している保険は受託事業にも適応されるのか。	委託事業にも適用されますが、発生した事案ごとに、適用の可否が判断されます。保険については、仕様書8ページ(11)及び(13)も参照ください。
10	ア)イ)ウ) 共通	プレゼン参加者は3名以上参加できないのか。	募集要項「6. 選定」の(1)審査方法の②面接(プレゼンテーション)審査(二次審査)に記載のとおり(7ページ)です。
11	ア)イ)ウ) 共通	平和資料館はいつオープンするのか(展示など)。	令和2年4月の早い時期を予定していますが、詳細は未定です。
12	ア)	仕様書2Pの「こどもから高齢者・障害者等の支援にかかるネットワーク活動(会議やケース検討)や、市が主催する会議」とはどのようなものか。	ネットワーク活動は、様々な立場から市民の支援を行う地域関係機関との情報共有や、要支援者を把握するためのアウトリーチ活動などです。市が主催する会議とは、庁内相談支援等担当部局や外部の支援機関との情報共有などを行う会議です。
13	ア)	相談開設時間は、9:00-17:00(8時間)とあるが、お昼の12:00-13:00の時間も開設するのか。	開設しません。ただし、これ以上の提案を妨げるものではありません。
14	ア)	市が直轄で行う平和事業と委託事業者が行う人権・平和啓発事業の違いは何か。人権平和センターと他部局の主な業務は何か。	市直営部分は、展示入れ替え、8月平和月間事業の企画展示、市民からの戦争関連物品寄贈受付等です。委託部分は、仕様書に記載のとおり通年実施の講座及びパネル展、団体等への館内案内です。豊中3階の他部局業務は本公募案件と関係ありません。
15	ア)	情報誌について、ペーパーレスの時代に発行部数を増やす根拠を教えてください。また、配布は誰が行うのか。	インターネットなどにアクセスすることが困難な方がおられることもふまえ、より幅広い世代に周知・啓発を行う趣旨で、紙媒体として一定の訴求効果があると考えます。配布はすべて受託業務として行っていただきます。
16	ア)	【地域交流】「ウ)その他「業務内容等に関する打ち合わせを随時実施する」というのは誰と誰が打ち合わせをするのか。	市と事業者です。

17	ア)	啓発パネル展を人権平和センター豊中で年6回以上、螢池で2回以上、その他の市内会場で1回とあるが、豊中、螢池、その他の施設を合わせて年間9回分のパネルを用意する必要があるのか。それともパネルを使い回してもかまわないのか(例えば人権平和センター豊中で展示したパネルと同じものを螢池や他の市内でも展示することはできるのか)教えてほしい。	最低年間9回は開催をお願いします。豊中、螢池、その他の会場で同じテーマ(パネル)でも構いません。
18	ア)	情報誌についてA4判8ページ以上のものを2か所の人権平和センターと連携し、年2回以上作成し、市内公共施設等に配布すること(部数10000部)となっているが、この場合の「連携」とは情報誌の原稿分担なども含めているのか、または部数10000部の内訳と配布先の詳細、配布の体制(人数など)について教えてほしい。	編集方針や取り上げる内容の情報共有(編集会議の開催)が連携の趣旨です。資料の準備、企画、原稿(原案)作成、発行、配布(体制を含む)等一連の業務は、すべて事業者の責任で行うものです。また、編集会議は、企画・校正・発行の前段階で必ず開催することとします。必要に応じて市の要請により修正を加えていただきます。発行部数は目安であり、配布先を含め市と協議します。
19	ア)	センターとの備品共有はどの程度なのか(印刷機・コピー機など)。	市所有の印刷機やコピー機の使用は、枚数のカウンター機を設置し、費用按分します
20	イ)	配置人数に対して1431万という金額が少なすぎるので積算の根拠を教えてください。また、今現在の児童館職員体制の金額を教えてください。	積算根拠については、予定価格の内訳を示すことになるため、お示しできません。現在の児童館職員体制と今回お示ししている仕様は同一ではありません。
21	イ)	現・児童館3階部分に他部局事務所はあるが、公募事業者の事務室が見当たらない。公募事業者は2階のみに事務所を構えて、3階には事務所は置かないのか。3階で子どもだけを遊ばせるのか。	事業内容や使用する部屋の運用は、事業者から提案いただくものです。ただし、事務室の提供については、1日あたりの事業の実施時間数などをふまえ、事業内容の方向性や使用する部屋等の運用が固まり次第、その必要性も含め検討します。
22	イ)	一斉休憩の適用除外の許可を淀川労働基準監督署から現在受けていると思うが許可内容を提示してほしい。このこととの関連で、人数提示の人員配置は休憩中も含むのか。	委託業務に労働基準法上、一斉休憩の適用除外の対象となる業務はありません。人員配置は、労働基準法上定められた休憩時間も考慮し、事業者から提案いただくものです。
23	イ)	労働安全衛生法などの規定にある休憩室、シャワー室(風呂場)、更衣室、洗濯室、物干し場及び事務室を図示してほしい。	更衣室等の提供については、1日あたりの事業の実施時間数などをふまえ、事業内容の方向性や使用する部屋等の運用が固まり次第、その必要性も含め検討します。ただし、シャワー室(風呂場)、洗濯室、物干し場は想定しておりません。
24	イ)	学びの場づくり、見守りや寄り添い活動の場づくり、交流の場づくりに提示されている職員全員が資格を有する必要があるのか。また、経験とはどれくらい(年数など)の経験が必要なのか。	全員が国家資格等を有することは必須ではありません。経験年数は概ね1年以上と考えています。
25	ウ)	保険について：自由来館者については、市の保険対応と考えてよいか。「自由学習場所」で自由に勉強する人の事故については、市の保険対応可能か。	発生した事案ごとに、適用の可否が判断されます。保険については、仕様書8ページ(11)及び(13)も参照ください。
26	ウ)	プレイルームの使用法の規定は、どうなるのか。利用は、何時から何時までか。	プレイルームでの市民対応は、公募仕様を含んでおりません。
27	ウ)	事務所の使用については、委託事業者で、自由に使えるのか。	事務室の提供については、1日あたりの事業の実施時間数などをふまえ、事業内容の方向性や使用する部屋等の運用が固まり次第、その必要性も含め検討します。
28	ウ)	高齢者や就学前の事業は、今実施の事業は廃止し、新たに世代間交流という形の事業を提案するという事か。	そのとおりです。
29	ウ)	開館時間は、何時から何時までか。今と同じく、夜10時まで人的警備で、10時から、機械警備となるのか。	開館時間は、午前9時から午後10時です。午後10時まで人的警備で、午後10時以降は機械警備となります。
30	ウ)	日曜日・祝日の事業実施は、可能か。	日曜日・祝日や年末年始は休館日で、事業実施はできません。
31	ウ)	1階の庁内他部局事務所とあるが、いつ事務所として使用されるのか。それまでは、「こども多世代ふれあい事業」の部屋として使用可能か。	現時点では未定です。部屋は使用できない前提でお考えください。
32	ウ)	豊中市立人権平和センターの条例を拝見いたしましたが、開館時間は午前何時から午後何時まで開館することになるのですか。あわせて休館日は何曜日になるのでしょうか。また祝日は開館することになるのでしょうか。	開館時間は午前9時から午後10時です。休館日は日曜日、国民の祝日に関する法律に指定する休日、12月29日から翌年1月3日までです。

33	ウ)	人権まちづくりセンターでは、休日時も開館していることがありました。来年度以降の休日時の開館は想定されているのでしょうか。子どもの事業では土曜日だけではなく、日祝日も午前・午後の活動・イベントとして有効に活用したいと思っております。	次年度以降、休日の開館は行いません。
34	ウ)	初歩的な質問で恐縮ですが、事業費（物件費）は消費税込みで予算書を作成すればよろしいですか。人件費にも消費税がかかるということですね。	そのとおりです。
35	ウ)	現在、螢池人権まちづくりセンターで実施されている、高齢者の「ミニデイサービス」と、乳幼児と保護者を対象とした「子育てひろば」の事業は、来年度以降も事業は継続されるのですか。募集要項、仕様書ともにそのような記述がないのは気になりますし、説明会でも参加した市民からは、そうした要望があったように思っております。	事業内容については、事業者から提案をいただくものです。
36	ウ)	<交流・体験学習>を週1回以上実施すること一となっておりますが、夏期休暇などの長期休暇に集中して実施し、年間合計で週1回以上のペースで実施した結果になってもよろしいのでしょうか。	年間を通じて定期的に「交流・体験学習」を週1回以上実施していただきます。
37	ウ)	<交流・体験学習>に関して、月曜日～金曜日の14時～17時以外の日程では4人以上を配置することとなっております。その際に「文化芸術・スポーツ活動」を実施する折には、別に専門スタッフを+2名以上配置して、あわせて6名以上で実施すること一という理解になるのでしょうか。	そのとおりです。